

平成 25 事務年度 保険会社等向け監督方針

保険会社、少額短期保険業者及び認可特定保険業者向けの監督事務の基本的考え方を体系的に整理した「保険会社向けの総合的な監督指針」、「少額短期保険業者向けの監督指針」及び「認可特定保険業者向けの総合的な監督指針」では、監督に当たっての重点事項を明確化するため、事務年度毎に監督方針を策定・公表することとしている。

本事務年度においては、下記の通り、「今後の金融監督の基本的考え方」に即し、①保障・補償機能の適切な発揮、②リスク管理の高度化の促進、③顧客保護と利用者利便の向上の 3 点を重点分野と捉え、保険会社等の監督に当たることとする。また、金融モニタリング基本方針に基づき、オンサイト、オフサイト一体となったモニタリングを行っていくことにより、金融機関の実態や課題の把握に努めることとする。

なお、本監督方針は、平成 25 年 9 月時点の保険会社等を取り巻く情勢等を踏まえて作成したものであり、必要に応じ見直すこととする。

1. 保険会社等に求められる役割と今後の金融監督の基本的考え方

(1) 保険会社等に求められる役割

保険会社等については、社会生活上の様々な危険に対する保障・補償機能を提供することを通じて、国民生活や経済活動の基礎を提供するという重要な役割を担っており、財務の健全性や業務の適切性を確保していくことが求められている。こうした認識の下、近時の自然災害の多発や国内外の金融情勢の変化等を踏まえると、保険会社等の経営管理上、適切かつフォワード・ルッキングなリスク管理を行っていくとともに、保険金支払の原資となる準備金等の財務基盤の強化に努めることの重要性が増している。

また、我が国は、世界に類を見ない速度で高齢化が進展し、少子化と相まって、既に超高齢社会の段階にあることから、保険業においても、保険商品の開発・募集・支払い等諸手続の各段階において、顧客の高齢化を踏まえた対応が必要となっている。

以上のような観点を踏まえ、保険会社等においては、自らが果たすべき役割を十分に認識するとともに、急激な社会・経済の変化、国際規制の変更等にも対応するため経営陣が責任ある経営判断を迅速に行う重要性が増している。同時に、各種のリスクを的確に把握した上で、5～10 年後を見据えた中長期の経営戦略を検討することが重要である。

(2) 監督当局の取組姿勢等

こうした状況の中、監督当局においても、各保険会社等が経営陣による適切なリーダーシップの下、ガバナンスやリスク管理態勢等の整備を行うとともに、自社のビジネスモデルの持続可能性などについても適切な検証を行い、資本政策も含めた短期及び中長期の経営戦略を描くことができているかについて確認し、必要に応じて経営陣と議論を行うとともに、更なる検討を促していく。

本事務年度の金融監督に当たっては、これまでと同様、ベター・レギュレーション（金融機関との率直かつ深度ある対話、対外的な情報発信、内外の経済金融情勢に関する情報の共有・連携、行政対応の透明性・予測可能性の向上等）の一層の深化を図ることを基本に、引き続き、以下のような取組姿勢で臨むこととする。

金融行政においては、規制だけで対応しようとする規制の歪みや過剰規制を招き、実体経済にも悪影響を及ぼしかねないことも踏まえ、金融機関の自己規律の向上と監督当局の監督能力の向上を前提に、中長期的に規制コストを低減させつつより質の高い監督行政を目指していく。

① リスク感応度の高い行政

現在考え得るリスクに的確に対応していくため、マクロ経済、金融資本市場の動向をより深く把握した上で、それらが金融機関の健全性等に与える影響について認識・分析を深め、個々の金融機関や金融システムに蓄積するリスクをフォワード・ルッキングに特定・把握する。また、モニタリングのオンサイト・オフサイトの一体化の推進等により、リスクの早期把握に努める。

コンピュータシステムについては、問題が生じた場合には保険金支払いをはじめ業務継続に大きな影響があることを踏まえ、平時より、障害発生時のリスク管理態勢のあり方等について、各保険会社等に自主点検を促し、当局としても感度を高めてモニタリングすることが重要である。加えて、不測の事態が発生した場合にも金融機能の維持・確保を図るためには、東日本大震災等の経験や、これまでのシステム障害の実例等も踏まえ、金融機関の業務継続計画において主要なリスクを十分に想定し、必要な計画の見直し・訓練の実施を行っているか等について確認することも重要である。

② 国民の目線・利用者の立場に立った行政

顧客保護や利用者利便の一層の向上に向け、国民の目線・利用者の立場に立った行政対応に努める。

③ 将来を見据えた行政

短期的な対応にとどまらず、国際的議論の動向も十分把握しつつ、環境変化を展望するとともに、我が国金融機関が抱える共通の構造的課題（本業による収益

力の強化等)も念頭に置きつつ、中長期的な対応も並行して行う、将来を見据えた行政対応に努める。

④ 金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政

金融機関との率直かつ深度ある対話や情報発信等を通じ金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政対応に努める。とりわけ、各金融機関における金融仲介機能の発揮(保険会社等においては保障・補償機能の発揮)、リスク管理や顧客保護・利用者利便の向上等に係る先進的な取組みを、意見交換等を通じて他の金融機関にも紹介する等により、金融業界全体のレベルの向上につなげるよう努める。

また、監督に当たっては、このような取組姿勢に加えて、以下の点にも留意する。

- ・金融機関、金融システムが抱えるリスクを速やかかつ的確に把握し、迅速な行政対応を可能とするため、検査部局と連携してオンサイト・オフサイト一体となったモニタリングを充実・強化する。また、多国間監督カレッジ等を通じた海外当局との連携や、国際基準設定主体への積極的な貢献等に努める。
- ・報告や提出資料の必要性について年一回定期的な点検を行うなど、金融機関の負担軽減にも配慮する。
- ・専門的人材の育成・確保や研修の充実、海外監督当局との人材交流などを通じ、職員の資質向上に取り組む。

2. 保障・補償機能の適切な発揮

保険金等の適時・適正な支払いは保険会社等の基本的かつ最も重要な責務であることを踏まえ、下記(1)に留意することが必要である。

また、保険業法等に基づく規律は基本的に共通であるが、保険会社等の業務規模は、経営統合や海外を含めた事業・地域の多角化など積極的なビジネス展開を図る大規模なグループから、少額短期保険業者や認可特定保険業者のような総じて小規模な事業者まで多種多様である。このような状況を踏まえ、監督に当たっては、下記(2)のとおり、保険会社等の業務規模等の属性に応じた対応を行っていくことが必要である。

なお、効率的な実態把握を行うため、保険会社等の業務内容等を踏まえ、検査部局と協働でメリハリのあるオフサイトヒアリングを実施する。

(1) 適切な保険金支払管理態勢の構築

- ① 適切な保険金等の支払いは、保険会社等にとり最も重要な責務であるという認識の下、引き続き、保険金支払管理態勢が組織的、継続的に十分に機能を発揮で

きているかについて重点的に確認する。

- ② 特に、保険金等の支払事由が発生した場合に、顧客保護、利用者利便の視点に立った請求案内事務等が、個々の顧客毎に迅速かつ適切に行われるような態勢（保険金の支払請求があった際に、当該保険金の支払いのほか、その検証作業等の中でその他の保険金の請求案内を行うことを含む。）が整備・実施されているかについて重点的に確認する。
- ③ また、東日本大震災後における保険契約者の立場に立った能動的な取組みや保険金等の迅速・確実な支払いなどの姿勢を、平時に生かすよう促していく。具体的には、顧客の高齢化等も見据え、例えば、契約者本人・家族への継続的なアクセス確保の取組み、手続書類の簡素・合理化等が考えられる。

（２）保険会社等の属性に応じた対応

① 保険会社グループへの対応

保険会社グループに関しては、グループ内の金融子会社の損失計上等がグループ全体の経営悪化につながった事例等も踏まえ、金融コングロマリット監督指針等に基づき、グループ全体の業務の適切性や財務の健全性について確認する。

特に、各グループが、積極的な海外事業展開を志向する中、海外拠点（子会社、関連会社等）の業務や海外の業務提携先との合併事業、パートナーシップ等に係る管理態勢を把握する。例えば、海外拠点の業務運営、法令等遵守、リスク管理の状況に関して、十分かつ適時・適切な統括管理が行われているかについて確認する。また、海外拠点の増加・拡大に合わせて、これに見合った総合的なリスクの管理が適切に行われているか等について確認する。その際、必要に応じ、海外当局との連携に努める。

また、金融安定理事会（FSB）や保険監督者国際機構（IAIS）における、保険監督の強化等に係る国際的な議論の進展を踏まえ、監督当局として必要な対応を進めていくこととする。

② 中小規模の保険会社への対応

中小規模の保険会社については、検査部局と一層緊密な連携を図りながら、各社の業務やリスクの特性に応じて、内部監査の実施状況等をヒアリングするなどして、効率的な実態把握に努める。

なお、新規参入した保険会社においては、法令等遵守態勢などを構築しながら、参入時に期待されていた新しいビジネスモデルの確立に取り組むことが重要である。他方、急激に事業拡大している場合や、参入当時に想定していたビジネスモデルや事業実施計画から乖離している場合には、その規模や足元のビジネスモデルに見合ったリスク管理態勢等の構築を求めていく。新規参入した保険会社の業務展開と、これに合わせた保険契約者等の保護が着実かつ安定的に行われるよう、深度ある監督を行う。

また、世界的な金融市場の混乱や低金利環境の長期化などによる運用環境の悪化を背景に、新規募集を休止し、既存の保有契約の保全・管理業務のみを行う中小規模の保険会社が増加している。こうした管理会社化した保険会社の業務運営やリスク管理態勢についても注意深くモニタリングを行っていく。

③ 外国保険会社等への対応

外国保険会社等の本邦現地法人や在日支店は、国内の保険会社とは異なる新しいサービスを展開するなどして、我が国マーケットの多様な担い手として期待される一方、我が国の法令等の及ばない外国の本社・持株会社に直接・間接に従属し、本社や持株会社の経営管理方法等によっては、日本拠点内での統括管理が十分に機能しないおそれがある。

こうした観点から、拠点の規模や業務内容等によっては、支店の現地法人化を行うことも考えられるが、いずれの形態であっても、日本における拠点では、本社等による適切な監督・支援を受けつつ、国内における内部管理態勢や経営管理態勢を確立できる十分な権限と責任が与えられ、意思決定過程が明確になっていることが重要である。

今後とも、こうした点を念頭に、外国保険会社等の本邦現地法人や在日支店の経営管理やリスク管理の在り方等については、深度ある監督を行うこととし、その際は、国際的な保険会社等を取り巻く情勢も踏まえ、必要に応じ、監督カレッジの枠組み等を通じた母国監督当局や外国の本社や持株会社の経営陣との意見交換も併せて行う。

④ 少額短期保険業者への対応

少額短期保険業者に関しては、事業規模、取り扱っている商品や募集形態等の特性を踏まえ、顧客保護の観点から、各業者の事業状況や事業計画等について一層の実態把握に努めるとともに、経営管理態勢、財務の健全性、業務の適切性等に関し、必要な指導・監督を行っていく。その際、財務の健全性や法令等遵守態勢等に問題が認められる業者等については、特に注意深くモニタリングを行っていく。

⑤ 認可特定保険業者等への対応

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 51 号）に基づく特定保険業の認可については、申請の期限が平成 25 年 11 月末であることを踏まえ、申請者からの相談に適切に対応するとともに、認可に係る審査・事務手続を円滑に行うことに努める。

また、認可特定保険業者に対しては、認可時の事業計画と大きな乖離が生じていないか等、その実態の把握に努め、顧客保護の観点から、資金繰りや業務の適

切性等に関し、注意深く指導・監督を行っていく。

3. リスク管理の高度化の促進

保険会社を取り巻くリスクの多様化・複雑化や国内外の市場動向、あるいは国際的な監督動向などを踏まえ、リスク管理の高度化や適切な情報開示を促し、保険会社の財務の健全性確保に努める。また、高度なリスク管理を促すためには、そうした手法と統合的な規制・監督枠組みを構築することも重要であるため、経済価値ベースのソルベンシー評価の導入に向けた検討作業を進める。

(1) 統合的リスク管理の促進

- ① 保険会社を取り巻くリスクの多様化・複雑化に鑑み、規制上求められる自己資本等の確保や財務情報の適切な開示に加え、当該保険会社の経営戦略と一体で、全てのリスクを統合的に管理し事業全体でコントロールする統合的リスク管理態勢の整備を引き続き促していく。高度化促進に当たっては、保険会社によるリスク管理態勢に関する自己評価やERM（エンタープライズ・リスク・マネジメント）ヒアリング等の実施により、経営陣による主導性と強いコミットメントの下で、自社の自己資本等の状況を踏まえつつ、会社の規模やリスクの特性等に応じた適切なリスク管理態勢が整備されているかについて確認する。また保険監督者国際機構（IAIS）が平成23年10月に採択した、保険監督における基本原則を定めた保険コアプリンシプル（ICP）に盛り込まれている「リスクとソルベンシーの自己評価（ORSA）」の報告の導入について検討を行う。
- ② リスク管理態勢の確認に当たっては、様々なリスクの管理状況を一様に把握し評価するのではなく、例えば保険会社の負債特性に応じ、資産負債の総合的な管理（ALM）の状況について重点的に確認し、各保険会社の特性に合わせた取組みを促していく。また、販売チャネルや保険商品の特性に応じ、販売進捗管理や適時適切な商品内容見直し等を含めた、十分なリスク管理態勢が整備されているかについて確認する。
- ③ 近時の国内外における自然災害の多発等により、保険会社の保険引受リスク管理態勢の重要性が増していることから、各社が十分な支払余力と安定的な経営基盤を維持するため、リスクの的確な把握と計測の状況、そのモニタリングやストレステストの実施結果を踏まえたリスク削減・調整の状況、及び再保険等によるリスク軽減への取組み状況とその有効性について確認する。また、上記に関連し、将来の保険金支払に備えて財務の健全性を確保する観点から、平素より財務基盤の強化に努めることが重要であり、そのような取組み状況についても併せて確認する。

- ④ 国債市場等の金融市場のボラティリティが拡大し、保険会社の市場リスクの管理態勢と収益性を考慮した運用方針の重要性が一段と増していることから、各社が支払余力と経営基盤を向上させるため、多様なリスク計測手法の活用やストレステストの実施等により適切にリスクを把握したうえで、市場動向に応じた運用方針等を作成、当該方針に基づいた資産運用を実施し、そのモニタリングを行っているかについて確認する。
- ⑤ 現下の厳しい経営環境に対応し積極的なビジネス展開を図る観点から、経営統合や海外での業務拡大などの取組みがみられるところであるが、このような取組みと並行して、グループ全体として、リスクを適切に管理する態勢を構築することが必要になる。そうしたグループに関しては、持株会社等において、システム統合の進捗状況や、グループ全体の統合的リスク管理態勢の整備状況等が適切にチェックされ、持株会社等としてのガバナンス機能が十分に発揮されているかについて重点的に確認する。特に、海外拠点（海外現地法人を含む。）を有するグループに関しては、海外での業務拡大や保険引受に伴うリスク等を踏まえ、グループ全体のリスク管理態勢について確認する。

（２）ソルベンシー評価の見直し等

- ① 経済価値ベースのソルベンシー規制は、資産負債の一体的な時価評価を通じ、保険会社の財務状況の的確な把握や、保険会社のリスク管理の高度化に資するものであり、日本アクチュアリー会や損害保険料率算出機構等の専門組織と連携し、国際的な検討の動向を踏まえつつ、当該規制導入に向けた検討作業を引き続き進める。
- ② 国際会計基準審議会（IASB）における保険契約に係る国際会計基準の見直し作業を踏まえ、我が国においても中期的な保険監督会計のあり方について、引き続き、検討を行う。

4. 顧客保護と利用者利便の向上

金融機関における顧客保護・利用者利便の向上は、国民経済の健全な発展に資するだけでなく、金融機関に対する国民の信頼性向上を通じて、我が国金融システムの安定に資するものである。特に、保険会社等においては、顧客に不測の事態に備えるための保障・補償機能を幅広く提供し、いざという時にその機能を迅速かつ確実に発揮することが求められる。このため、各社においては、経営陣が主導性を存分に発揮して、頑健な業務体制を構築するとともに、顧客情報の厳格な管理、募集及び保険金支払いにおける顧客保護を徹底し、安心・信頼を確保することが重要で

ある。特に、顧客保護に関するコンプライアンスは、形式的に法令等を遵守するだけでは足りず、法令等の趣旨・目的を十分に理解した上で、公共性が高く信頼性が求められる金融機関として、顧客や社会の求める水準を認識し、その期待に応えていくことが重要である。

また、販売後の顧客からの相談や苦情については、顧客の潜在的ニーズを掘り起こす機会でもあると認識し、適切かつ積極的に対応することも必要である。

以上を踏まえ、本事務年度においては、保険会社等による顧客保護・利用者利便の向上に向けた以下の取組みについて、監督指針に照らしながら、重点的に確認する。その際、保険会社等の自主的な取組みを尊重し、インセンティブを重視する監督に努める。併せて、保険会社等が、①どのような経営方針の下で、どのような保険商品・サービスをどのような属性の顧客に提供しようとしているか、②短期的な利益追求や利益相反などにより、歪んだインセンティブに動機づけられていないか、③経営方針が営業現場で徹底されているかを経営陣を含め内部でチェックする態勢が整備されているか、についても注意を払うとともに、必要に応じ、消費者庁等とも協力していく。

(1) 業務の継続性の確保

① システムの点検等

保険会社等のコンピュータシステムは、業務運営の根幹をなしており、社会インフラとしての公共性が高く、仮に障害等が発生した場合、利用者利便を損なうとともに社会的に大きな影響を与え、また保険会社等としての信用失墜も招きかねないものである。このため、各保険会社等において、経営陣の積極的なリーダーシップの下、システムリスクに対する認識、外部環境の変化を踏まえたシステムの十分性の確保、システム投資（人材配置・人材教育を含む。）に関する経営戦略、障害発生時のリスク管理態勢、適切な監査体制の確保等が行われているかについて重点的な確認を行う。

その際、システム障害の未然防止や障害発生時の迅速な復旧・顧客説明等の対応が経営上の重要な課題であることを経営陣が十分に認識し、そのための十分な態勢を構築しているか（例えば、外部委託している場合でも、外部委託先任せとせず、社内にもシステム関係に精通した要員を適切に配置するなどの態勢整備が図られているか等）、外部委託しているシステムの内容を十分理解した上で、外部委託先との役割分担・責任等をあらかじめ明確にするとともに、外部委託先も含めたモニタリング態勢を構築しているか等に留意する。

また、システム障害が発生した場合には、必要に応じて、外部委託先に対してもヒアリング等を行い、システム障害の発生原因や再発防止策について確認する。

② 業務継続体制の整備等

- ・危機発生時に、必要最低限の業務が継続できるように、

- i) 地震等の自然災害や新型インフルエンザ、大規模停電等をはじめ、主要なリスクを十分想定した業務継続態勢を整備しているか、
- ii) これまでの大規模な自然災害やシステム障害の経験、中央防災会議等の検討結果を踏まえ、業務継続計画の見直しを行っているか、等について確認する。

- ・システムセンター等の重要拠点に関しては、業務の継続性に影響がないかについて確認する。具体的には、BCPの策定状況、自家発電・バックアップセンターの設置状況、BCPの実効性を担保するための訓練実施状況に関して、各保険会社等において、外部委託先も含めて、必要に応じ点検を行っているかについて確認する。
- ・さらに、サイバー攻撃に対するセキュリティ対策を講じているか、攻撃を受けた際に、被害を極小化する等の緊急時態勢を構築しているか、監視・報告態勢を構築しているか等について確認する。

(2) 情報セキュリティ管理の徹底等

顧客情報は金融取引の基礎をなすものであり、個人情報保護の観点からも、その厳格な管理を徹底する必要がある。また、法人関係情報の管理についても、市場の透明性・公正性に対する信頼を向上させるため、厳格に行う必要がある。こうした観点から、情報セキュリティ管理等に係る内部管理態勢の適切な整備や、役職員による不正行為（情報漏えい・インサイダー取引等）の防止に向けた職業倫理の強化や法令遵守意識の涵養等に関する取組みを強く促していく。なお、保険募集人が取扱う顧客情報に関して適切に管理されているかなど、保険会社における保険募集人を含む情報管理態勢の構築についても確認する。

また、ファイアー・ウォール規制の見直し後、保険会社等による自主的な利益相反管理態勢の整備を促すプリンシプル・ベースの枠組みを構築したところであるが、これに関して顧客利便の向上と利益相反の防止等の両立に向けて的確な対応が図られているかについて確認する。

(3) 適切な保険募集態勢の確立

保険募集においては、保険商品の特性に鑑み、顧客の知識・経験等を踏まえた分かり易い説明がなされることが極めて重要である。このため、保険会社等からの報告、検査部局による検査の結果、金融サービス利用者相談室からの情報等を活用し、保険商品の販売・勧誘ルール遵守状況、顧客のニーズ及び知識・経験等に留意した説明を行う態勢の整備状況、保険会社等による保険募集人の監督状況について確認する。また、保険募集人に関しても、募集形態や規模・特性に応じた適切な保険募集管理態勢が構築されているかについて確認する。特に以下の点に着目していくこととする。

- ① 保険募集について、ダイレクト系のチャネルなど保険募集形態の多様化や保険代理店の大型化が進展している状況を踏まえ、保険契約者等の保護の観点から、保険代理店を含めた保険募集人による説明や情報提供等が適切に行われることが重要である。こうした観点から、保険募集の態勢や保険会社等による保険募集人の管理・監督の態勢について確認を行っていく。

また、金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」報告書（平成25年6月11日公表）を踏まえ、募集文書における契約概要・注意喚起情報の簡素化、分かり易さ実現に向けた各社の取組みを奨励するとともに、保険募集・販売ルールの見直しに関する監督上の対応について、具体的な検討を進める。

- ② 銀行等による保険商品の窓口販売に関しては、引き続き、弊害防止措置など保険募集に関するルールの遵守状況について確認を行っていく。
- ③ 高齢の顧客に関しては、短期的に判断能力が変化する場合や、視力や聴力などの低下により契約内容について十分な理解が困難となる場合等があることを考慮し、顧客の立場に立ってこまめに相談に乗るとともに、契約内容について顧客の理解が確保されるためのきめ細やかな取組みや、トラブルの未然防止・早期発見に資する取組みを、募集開始時、契約時の各段階において、対面、電話、インターネットといった募集形態を踏まえて、各保険会社等に促していく。

（４）相談・苦情処理態勢の充実

- ① 顧客からの金融商品・サービスへの信認を確保し、顧客ニーズを積極的に業務運営に生かしていく上で、相談・苦情等に対する主体的で適時適切な対応は極めて重要であり、社員や保険募集人に対し、そうした認識を徹底させることが重要である。こうした観点から、適切な窓口・コールセンターの整備及び管理、相談・苦情等の原因分析、社内における情報共有、再発防止策の策定・周知、その実施状況のフォローアップ等が、経営陣が関与する形で適切に行われるよう内部管理態勢が整備されているかについて確認する。
- ② 金融ADR制度において、i) 保険会社等が必要な情報を積極的に開示するなど、迅速な紛争解決に向けて誠実な対応がとられているか、ii) 全国で利用しやすい態勢が整備されているか、iii) 顧客から相談等があったときに必要に応じてADRを紹介しているか、iv) 特に当事者間の話し合いでは顧客の納得が得られない場合や、損害賠償金額の確定が困難である場合には、改めてADRの説明を行っているか、等について確認する。

（５）商品審査の実効性確保と迅速化

国民の価値観やライフスタイルの多様化、少子高齢化の急速な進展などの社会経済の変化を背景に、保険に対するニーズが多様化しており、そうしたニーズに的確に答えていく必要がある。他方で、保険契約者等の保護の観点からは、保険商品の

内容が簡素で分かりやすいものであることも重要であることから、こうした観点を踏まえつつ、適切に商品審査を行っていく。

審査に当たっては、保険会社の創意工夫を活かした商品開発の取組みに資するよう、保険会社との事前の意見交換を行うこと等を通じ、商品改定が迅速に行われるよう配慮する。

(6) 不正利用の防止

① 不正請求等による保険金支払いを排除するため、「契約内容登録制度」「支払査定時照会制度」「不正請求等防止制度」「人保険事故等情報交換システム」などを適切に利用し、契約審査態勢及び支払審査態勢が強化され、機能しているかについて重点的に確認する。

② マネー・ローンダリング、テロ資金供与の防止に向けて、平成 25 年 4 月に改正犯収法（犯罪による収益の移転防止に関する法律）が施行されたことを踏まえ、取引時確認や確認記録・取引記録の作成・保存、疑わしい取引の届出等を適切に実施するための態勢が整備されているかについて確認する。

その際、マネー・ローンダリング、テロ資金供与の防止に対して保険会社等が組織的に取り組むため、関係部門間での横断的な協力態勢や、情報を共有する態勢が整備されているかに留意する。

③ 反社会的勢力から、保険会社自身や役職員のみならず、顧客等の様々なステークホルダーが被害を受けることを防止するため、経営陣を含めた組織全体で、反社会的勢力を金融取引から排除するとの強い意識を持って、保険契約の特性等にも配慮しつつ、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備等の適切な取組みを行っているかについて確認する。その際、子会社・兄弟会社などにおいても、保険会社等と同様の取組みが行われるよう、グループ単位での内部管理態勢が構築されているかに注視する。

(以 上)